

2023年7月25日制定

## 高千穂大学内部質保証に関する方針及び担当委員会

高千穂学園・高千穂大学は、内部質保証の方針及び担当委員会を次のとおり定める。(以下、「本学」という。)

### 1. 内部質保証の目的

本学は、建学の精神、大学の使命・目的、学部の教育目的及び学科・専攻・コースによる育成すべき学生像(3ポリシー)の実現に向け、(1)教育研究活動等の状況並びに組織、(2)施設の運営状況及び(3)財務状況等について、恒常的な自己点検・評価を行い、高等教育機関としての責任を遵守すると共に、その内容を広く社会に公表する。

### 2. 内部質保証の推進を担う担当委員会

本学における内部質保証の推進を担う委員会は、理事長を委員長とし、学長、常勤理事等若干名による自己点検評価運営委員会(常勤理事会)が担うものとする。

### 3. 学園及び大学における自己点検・評価

委員会は高千穂大学自己点検評価委員会規程第5条及び第6条に基づく職務を遂行し、学園及び大学における内部質保証を実施する。

### 4. 教員の内部質保証活動における自己点検・評価

教員の学生に対する内部質保証活動の1つとして、毎年度実施される(春・秋学期年2回)「学生による授業評価アンケート結果」を参考としつつ、授業方法及び授業内容の改善について自己点検・評価を継続的に行うものとする。